

第三十六号議案

箕面市職員退職手当条例改正の件

箕面市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年三月十八日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員退職手当条例の一部を改正する条例

箕面市職員退職手当条例（昭和二十八年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員以外の地方公務員等が箕面市立学校に勤務する府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員をいう。）であつて、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条の規定により教育に関する職を兼ねる職員である場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市職員が市立学校の府費負担教職員となった後も引き続き市の職を兼務した場合において、大阪府から支給される退職手当との差額相当を支給できるとするようするため、本条例を改正するものである。

第37号議案

平成31年度箕面市一般会計補正予算（第1号）

平成31年度箕面市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103,507千円を追加し、歳入歳出それぞれ72,963,507千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月18日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		21,493,688	51,753	21,545,441
	4 国庫交付金	13,880,951	51,753	13,932,704
19 繰越金		1,000	51,754	52,754
	1 繰越金	1,000	51,754	52,754
歳入合計		72,860,000	103,507	72,963,507

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 商 工 費		151,243	103,507	254,750
	3 観 光 費	15,584	103,507	119,091
歳 出 合 計		72,860,000	103,507	72,963,507

平成 3 1 年度
(2019年度)

箕面市一般会計補正予算（第 1 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,585,000	0	23,585,000
2 地 方 譲 与 税	257,000	0	257,000
3 利 子 割 交 付 金	37,000	0	37,000
4 配 当 割 交 付 金	160,000	0	160,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,373,000	0	2,373,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 地 方 特 例 交 付 金	317,821	0	317,821
10 地 方 交 付 税	900,000	0	900,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,168,633	0	1,168,633
13 使 用 料 及 び 手 数 料	635,812	0	635,812
14 国 庫 支 出 金	21,493,688	51,753	21,545,441
15 府 支 出 金	7,396,071	0	7,396,071
16 財 産 収 入	163,208	0	163,208
17 寄 附 金	1,001	0	1,001
18 繰 入 金	2,536,713	0	2,536,713
19 繰 越 金	1,000	51,754	52,754
20 諸 収 入	1,381,453	0	1,381,453
21 市 債	10,204,600	0	10,204,600
歳 入 合 計	72,860,000	103,507	72,963,507

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	457,412	0	457,412
2 総 務 費	6,247,400	0	6,247,400
3 民 生 費	21,625,734	0	21,625,734
4 衛 生 費	5,639,169	0	5,639,169
5 労 働 費	60,844	0	60,844
6 農 林 水 産 業 費	125,492	0	125,492
7 商 工 費	151,243	103,507	254,750
8 土 木 費	27,602,561	0	27,602,561
9 消 防 費	2,221,225	0	2,221,225
10 教 育 費	5,906,739	0	5,906,739
11 災 害 復 旧 費	20,000	0	20,000
12 公 債 費	2,666,572	0	2,666,572
13 諸 支 出 金	85,609	0	85,609
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	72,860,000	103,507	72,963,507

補正額の財源内訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
51,753	0	0	51,754
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
51,753	0	0	51,754

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

科 目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
14	国	庫 支 出 金	千円 21,493,688	千円 51,753	千円 21,545,441
	4	国 庫 交 付 金	13,880,951	51,753	13,932,704
		4 商 工 費 国 庫 交 付 金	0	51,753	51,753
19	繰	越 金	1,000	51,754	52,754
	1	繰 越 金	1,000	51,754	52,754
		1 前 年 度 繰 越 金	1,000	51,754	52,754

節		金額 千円	説明	千円
区分				
1 観光費 交付金	51,753	1 地方創生拠点整備交付金	51,753	
1 前年度繰越金	51,754	1 前年度繰越金 補正後 52,754,000円ー補正前 1,000,000円	51,754	

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出
 (款) 7 商工費
 (項) 3 観光費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目				千円	千円
7	商	工 費	151,243	103,507	254,750	国庫支出金	51,753
						一般財源	51,754
	3	観 光 費	15,584	103,507	119,091	国庫支出金	51,753
						一般財源	51,754
		1 観 光 事 業 費	15,584	103,507	119,091	国庫支出金	51,753
						一般財源	51,754

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
19 負担金補助 及び交付金	103,507	51 地方創生拠点整備交付金活用事業【箕面営業室】	103,507
		19 負担金補助及び交付金	103,507
		2 補助金	103,507
		観光拠点施設整備補助金	103,507

(款) 7 商工費

(項) 3 観光費

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成31年3月18日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 小野 順子

略	歴
平成 元年 3月	大阪大学法学部卒業
同 元年 4月	箕面市役所勤務
同 14年 11月	司法試験合格
同 16年 10月	司法修習終了
同 16年 10月	弁護士登録（現在に至る。）

同 16年10月	大阪フロンティア法律事務所入所
同 16年11月	大阪弁護士会人権擁護委員会委員（現在に至る。）
同 19年 4月	大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター委員（現在に至る。）
同 20年10月	メイプル法律事務所開設（現在に至る。）
同 22年 5月	日本弁護士連合会貧困問題対策本部委員（現在に至る。）
同 27年 4月	大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会委員（現在に至る。）
同 28年 5月	箕面市人権啓発推進協議会副会長（現在に至る。）

（提案理由）

小野順子氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。